

京都市上下水道局訓令の読点の表記を改める規程を公布する。

令和4年6月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局訓令甲第1号

京都市上下水道局訓令の読点の表記を改める規程

京都市上下水道局訓令の読点の表記を改める規程を次のように制定する。

この訓令の施行の際現に効力を有する京都市上下水道局の訓令の読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)